

一般社団法人 神奈川県労働文化センター
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県労働文化センターと称し、略称をK. L. Cとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県下の労働者の労働教育、文化活動及び余暇活動を積極的に推進し、もって労働者の経済的、文化的地位の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)労働問題、文化教養及び保健衛生に関する講座の開催
- (2)労働者の福祉活動及び余暇活動に関する調査研究及び資料収集
- (3)労働者のレクリエーション及び余暇活動に関する事業の開催及び器具の貸与
- (4)神奈川県労働文化センターの建設及び管理運営
- (5)その他目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、神奈川県において行う。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体とする。

2. 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

(除名)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3. 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき
- (2) 当該会員が解散したとき

第4章 総会

(種別)

第10条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とし、通常総会をもって定時社員総会とする。

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会日より1週間前までに、招集通知を発するものとする。
4. 前項にかかわらず、総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事が総会の議長となる。
3. 前項にかかわらず、前条第2項により会員の請求に基づき招集された総会の場合は、当該総会において出席した会員の中から議長を選出するものとする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の会員を代理人としてその議決権を行使することができる。
4. 理事会において総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

(決議の省略)

第18条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)開会の日時及び場所
- (2)会員の現在数
- (3)会議に出席した会員の数
- (4)議決事項
- (5)議事の経過の要領及びその結果
- (6)総会に出席した理事、監事の氏名
- (7)議長の氏名
- (8)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (9)その他法令で定める事項

2. 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の種別及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうちから1名を常務理事とすることができる。

3. 前項の理事長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、会員（法人又は団体のうちから指名された者）の中から総会の決議によって選任する。ただし、理事については2名以内、監事については1名を会員以外の者から選任できるものとする。

2. 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を執行し、理事長が欠けたとき又は事故あるときはその職務を代行する。
4. 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。
 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、現任者の残任期間と同一とする。
 4. 理事又は監事がこの定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除等)

- 第27条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
2. この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、

当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは常務理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集する場合には、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には一日前まで短縮することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2. 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
3. 前項の規定は、第22条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した理事長、常務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長又は常務理事の変更を行う理事会において法令の定めがある場合は、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 会計

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。
2. 前項の事業計画書及び収支予算書は、理事会承認後、最初に開催される総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(事業年度)

- 第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、公

益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告

(公告)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告することができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長1名、その他の職員若干名を置く。
3. 事務局長は、常務理事とする。
4. 前項にかかわらず、理事会の決議を経て常務理事以外の者を事務局長とすることができる。
5. 職員は理事長が任免する。ただし、事務局長を除く。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は菅野直栄、常務理事は吉坂義正とする。